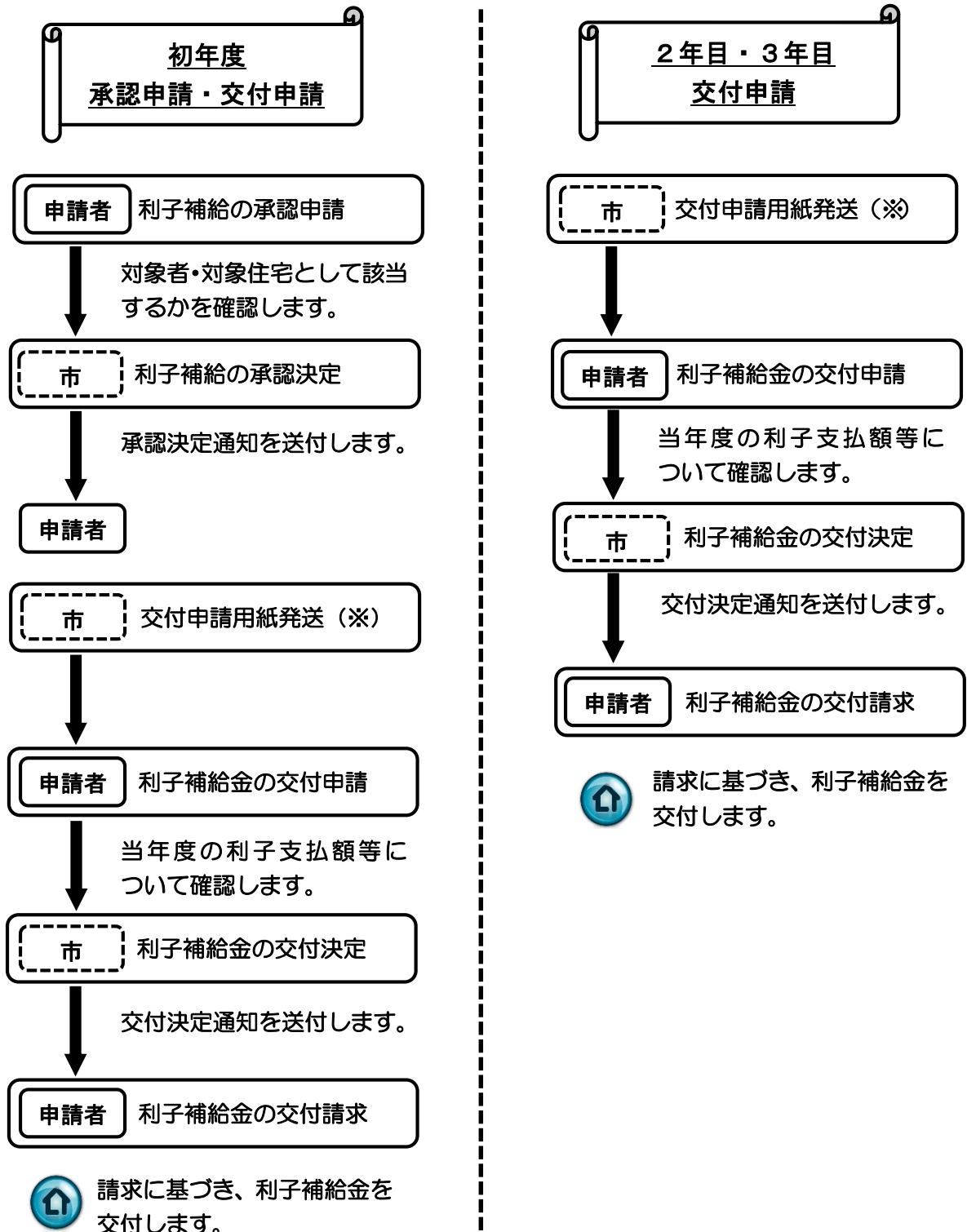




## 申請から交付までの流れ

利子補給金を受け取るための、申請の流れは次のとおりとなります。



### (※) 交付申請に関する注意事項

年度ごとに申請が必要です。毎年、市から交付申請用紙を送付しますので、申請をお願いします。(年度中の利子支払額が10万円を超えた頃に、順次発送します。)

なお、利子支払額が年度内に10万円に満たない場合は、3月の利子支払後、すみやかに申請してください。年度内に申請がない場合、利子補給金を交付することができませんので、ご注意ください。